

# 「女性のデジタルスキル習得・就労支援事業」業務委託に係る 企画提案実施要領

## 1 趣旨

働くことを希望する女性が在宅でのテレワークなど柔軟な働き方で就労できるよう、女性デジタル人材を育成し、就職・再就職、就業継続の後押しをするとともに、経済的な自立につなげることを目的とする。

## 2 業務の概要

### (1) 業務名

「女性のデジタルスキル習得・就労支援事業」業務

### (2) 業務内容

「女性のデジタルスキル習得・就労支援事業」業務委託仕様書（別紙1）に示す内容とする。

### (3) プロポーザルの方式

公募型プロポーザル方式

### (4) 公募方法

宇都宮市ホームページ (<https://www.city.utsunomiya.lg.jp/>) に実施要領等を掲載し、提案を公募する。

### (5) 履行場所

宇都宮市内・その他市長が特に認める場所

### (6) 契約期間

契約日から令和7年3月31日（月）まで

### (7) 企画提案上限額

10,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

### (8) 事務局

宇都宮市 市民まちづくり部 男女共同参画課 事業計画グループ

〒320-8540 栃木県宇都宮市旭1-1-5

電話番号 028-632-2346

ファクス番号 028-632-2347

電子メール [u1810@city.utsunomiya.tochigi.jp](mailto:u1810@city.utsunomiya.tochigi.jp)

## 3 参加資格

本件プロポーザルに参加するものは、以下の要件を満たすこと。

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当する者でないこと
- (2) 本市の令和3年度～令和6年度入札参加有資格者名簿（物品製造・販売・委託業務・その他）の「委託業務※1」に登録されている者又は令和6年7月1日時点の名簿への登録が完了する見込みの者であること

なお、入札参加有資格者名簿への登録については、令和6年6月5日までに宇都宮市理財部契約課管理グループへ申請すること

※1 委託業務のうち「写真撮影・広告等業務」または「催事関係業務」または「その他の業務」に登録

- (3) 宇都宮市入札参加停止等措置要領の措置基準に基づく入札参加停止期間又は入札参加保留中ではないこと
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者、または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、手続開始の決定後、宇都宮市長が別に定める入札資格の再認定を受けた者を除く。

#### 4 手続等

##### (1) 参加申請

本件プロポーザルへの参加希望者は、以下の期日までに参加申請書を提出すること。

##### ア 提出書類

- ・ 参加申請書（様式1） 1部
- ・ 会社概要 正本1部、複写9部

##### イ 提出期限

令和6年4月30日（火）午後5時まで

##### ウ 提出場所

2の(8)に定める事務局

##### エ 提出方法

2の(8)に定める事務局へ持参又は書留郵便にて提出すること（郵送の場合は期限内必着）。なお、提出時間は各日午前8時30分から午後5時までとする（宇都宮市の閉庁日を除く）。

##### (2) 質問及び回答方法

##### ア 質問の内容

本件プロポーザルに関する質問は、企画提案書等の作成に係る質問に限るものとし、評価及び審査に係る質問は一切受け付けない。

##### イ 提出期間

令和6年4月30日（火）午後5時まで

##### ウ 提出方法

質問書（様式2）を使用し、複数回にならないようまとめて提出すること。また、電子メールでの提出に限る。なお、メール送信後、電話で受信確認をすること。

##### エ 送信先

2の(8)に定める事務局あてメール

##### オ 回答方法

質問書に対する回答は、すべての質問を取りまとめの上、5月13日（月）を目途に、質問内容及び回答についてすべての参加者（参加申請書に記載された連絡先）に、電子メールにより回答する。

### (3) 提案関係書類の提出

#### ア 提出書類

提出書類一覧表（別紙2）のとおり

#### イ 提出期限

令和6年5月30日（木）午後5時まで

#### ウ 提出場所

2の(8)に定める事務局

#### エ 提出方法

2の(8)に定める事務局へ持参又は書留郵便にて提出すること（郵送の場合は期限内必着）。なお、提出時間は各日午前8時30分から午後5時までとする（宇都宮市の閉庁日を除く）。

#### オ 提案辞退

提案を辞退する場合は、提案書の提出期限までに辞退届を書面にて提出すること。なお、辞退は自由にでき、辞退による不利益は生じない。

#### カ その他

##### ① 提案関係書類の取扱い

- ・ 提案関係書類の提出後から契約候補者の選定までの間は、提案関係書類に記載された内容の追加及び変更について一切認めない。ただし、宇都宮市が提案関係書類の差し替え、変更または取り消しを認めたときはこの限りではない。
- ・ 提出された提案関係書類は一切返却しない。
- ・ 提出された提案関係書類は、本プロポーザルの手続及びこれに係る事務処理に必要な範囲において、企画提案書等の複製、保存等を行う。また、企画が採用された場合は、その企画書の著作権等は宇都宮市に帰属する。

##### ② 提案関係書類の公開

- ・ 提案関係書類は、宇都宮市情報公開条例の対象行政情報となることから、情報公開請求により公開される場合がある。そのため、公開されることにより提案者が不利益を被るおそれのある技術情報、その他の企業秘密が含まれないよう注意すること。

##### ③ 提案関係書類の表現方法

- ・ 提案関係書類は、専門的知識を有しない者であっても理解し易く、わかりやすいものとする。

##### ④ 提出に当たっての留意事項

- ・ 企画提案書等の作成にあたっては、「女性のデジタルスキル習得・就労支援事業」業務委託仕様書（別紙1）及び提出書類一覧表（別紙2）の内容を確認のうえ、作成すること。
- ・ 理由を問わず、企画提案書等の提出期限後の提出は一切受け付けない。

### (4) プレゼンテーションの実施

#### ア 日時

令和6年6月6日（木） ※時間は別途連絡する。

## イ 場所

宇都宮市が指定する場所（別途連絡）

## ウ 実施方法

提案書を使用する。1者あたりの持ち時間は25分とし、うち20分間を発表、5分間を質疑応答とする。PowerPoint等を利用してプレゼンテーションを行う場合は、動作環境を確認するため、あらかじめ電子データを市へ提供すること。なお、パソコン、プロジェクター、スクリーンは宇都宮市で用意したものを使用する。

## エ その他

プレゼンテーション当日の出席者は各社3名以内とし、説明に用いる資料は、事前に提出された企画提案書のみとする。

## 5 提案関係書類作成の留意事項

### (1) 企画提案書について

- ・ 『女性のデジタルスキル習得・就労支援事業』業務委託仕様書（別紙1）に基づき提案すること。
- ・ 企画提案書の内容は、提案者が自ら実現できる範囲内で記載すること。
- ・ 企画提案書に記載された内容について、その実現に必要な費用は、すべて受託者の負担となるため、仕様書の内容を十分に理解したうえで提案すること。
- ・ 企画提案書の形式は、A4判の縦または横、両面横書き、左綴りを基本とし、様式は任意とする。ただし、図面等でこれによりがたい場合は、この限りではない。

### (2) 企画提案書の主な提案事項

#### ア 「参加者の募集」の実施

- ・ 参加者の募集方法や、参加者の条件、募集後の応募者へのヒアリングの実施内容等を記載すること

#### イ 「デジタルスキルの習得に向けた学習」の実施

- ・ デジタルスキルの習得に向けたコースや学習期間など、具体的な学習内容等を記載すること。また、女性や企業からのニーズの高く就労に結びつく学習内容であることを客観的に分かるよう記載すること
- ・ 受講しやすい環境整備のため、オンラインや対面型による受講以外に、オンデマンド配信など時間や場所を問わない学習手法を記載すること

#### ウ 「就労マッチング」の実施

- ・ 市内企業やデジタル業務の求人が多い企業などと確実に就労につなげるためのマッチング手法やキャリアカウンセリングなどのフォロー体制やサポート内容等について記載すること

#### エ 「市内企業の業務のデジタル化に向けた周知啓発」の実施

- ・ 市内企業への就労につなげていくため、デジタル化の好事例等を用いた周知啓発の実施内容等を記載すること

### (3) 見積書について

- ・ 見積金額の上限額は、10,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）とし、上限額を超える提案は失格とする。  
※ 消費税は10パーセントで見積もること。
- ・ 見積書は企画提案書とは別に作成し、見積書内訳を添付すること。
- ・ 見積書に記載する金額は、本体価格と消費税額を別に記載し、合計金額を明示すること。
- ・ 見積金額は、業者選定のための見積金額であり、契約金額を決定するものではない。

## 6 審査、評価及び選定について

### (1) 審査方法

「女性のデジタルスキル習得・就労支援事業」業務委託実施に係る審査委員会設置要領に基づき設置する審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、企画提案書及びプレゼンテーションによる審査を行い、提案者への質疑等を行ったうえで、最優先順位者及び次点の者を選定する。評価に際しては、価格や地域貢献度についても評価対象となる。

### (2) 審査結果の発表

- ・ 審査結果は、提案者に対して、6月26日（水）以降に書面で通知する。
- ・ 審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

## 7 公募の開始から契約締結までのスケジュール（予定）

実施内容	実施期間又は期日 (令和6年)
公募の開始	4月19日（金）
参加申請書の提出期限及び質問受付期限	4月30日（火）午後5時まで
質問に対する回答	5月13日（月）を目途に回答
企画提案書等の提出期限	5月30日（木）午後5時まで
プレゼンテーション	6月6日（木）市が指定する時間
審査結果の通知	6月26日（水）以降
契約締結	6月28日（金）以降

※ 上記スケジュールは、変更となる場合がある。

## 8 特記事項

### (1) 本件に係る費用負担

企画提案書等の作成、提出・プレゼンテーション等に要する費用は、その一切を参加者の負担とする。

### (2) 使用言語及び通貨

本プロポーザルにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) 事務局からの疑義照会及び追加資料

提出期限までに企画提案書等の提出をした者に対して、事務局から企画提案書等の内容についての疑義照会や追加資料の提出を求めることがある。

(4) 提案者の失格事項

以下の事項のいずれかに該当するときは、失格とし、本プロポーザルへの参加資格を失う。

ア 企画提案上限額を超えた企画提案書及び見積書が提出されたもの

イ 虚偽の内容が記載されているもの

ウ 提出方法、提出場所、提出期限など、本要領その他の定めに適合しないもの

エ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

オ 契約締結までに本要領に定める参加資格に該当しなくなったもの

カ その他「実施要領」の諸条件に違反したもの

(5) 契約

- ・ 提出された提案関係書類及び提案のプレゼンテーションに基づき審査を行い、最優先順位の者と随意契約により契約を締結する予定である。
- ・ 契約手続き及び契約書は、宇都宮市契約規則の定めるところによる。
- ・ 宇都宮市は、契約締結後においても、契約者に本提案における失格事項又は不正と認められる行為が判明した場合は、契約を解除できるものとする。